

「地方自治体における情報システム（児童扶養手当）の標準化に関する調査研究」
第四回有識者検討会 事務局提出資料

目次

1. 意見照会実施結果の報告	3
2. 標準仕様書（1.1版）案の確認	26
3. 次年度以降検討への申し送り事項	37
4. 今後のスケジュール	39

- 1 . 意見照会実施結果の報告**
- 2 . 標準仕様書（1.1版）案の確認
- 3 . 次年度以降検討への申し送り事項
- 4 . 今後のスケジュール

1. 意見照会実施結果報告

1-1. 全国意見照会の流れ

3月末の標準仕様書（1.1版）発出に向けて、全国の地方自治体及びベンダーに対して意見照会を実施し、事務局にて意見取りまとめを行いました。

意見照会

- 標準仕様書（1.1版案）に加えて各資料を準備することで、効果的かつ効率的に意見照会を行う。

資料構成

事務連絡

意見用紙

後述

確認対象の資料

検討経緯

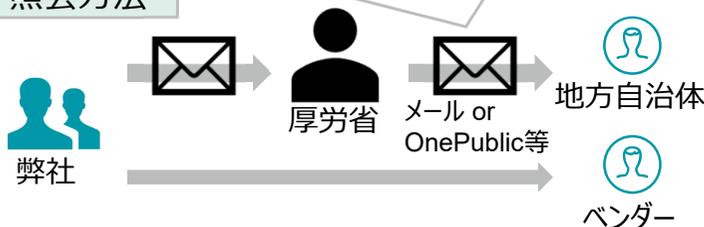
項番	頁	章番号等	標準仕様書（案）の記載内容	意見及び具体的な修正案	理由

意見提出のフォーマットを準備する。**標準仕様書（1.1案）の1つ1つの記載に対して確認を求める方法では自治体の回答負担が高まるため、意見がある場合には記載していただく方針とする。また、意見記載時は、具体的な修正案まで記入いただくフォーマットとするよう工夫。**

「標準仕様書（ツリー図／業務フロー、機能要件、帳票一覧、帳票詳細要件、帳票レイアウト等）に対して、検討会／分科会の指摘事項を反映したもの。

標準仕様書（1.1版案）の作成の経緯を取りまとめた資料を準備する。検討の経緯をあらかじめ対象自治体・ベンダーに伝えることで、検討経緯に関する問い合わせ対応の負担軽減や回答遅延を防止を図る。

照会方法



- ✓ 回答は回答票（Excel）をメール等で受領
- ✓ 統計的な観点から目標回答数を設定（回答収集数の目安）※N=1788団体・信頼度95%、標準誤差5%時のサンプルサイズ≒317（意見なしの回答を含む）

意見取りまとめ

- 地方自治体・ベンダーからの各意見に対して、回答方針を検討した上で、必要に応じて修正を検討する。

意見取りまとめイメージ

項番	頁	章番号等	標準仕様書（案）の記載内容	意見及び具体的な修正案	理由	1	2	3
						分類	回答方針	修正内容

提出された意見 意見回答の検討

- 1 分類** 意見を、「論点化」、「追加・修正・削除・要件種別の変更」、「質問」、「対応なし」に分けて記載
- 2 回答方針** 自治体・ベンダーの意見に対する対応方針を記載。「協議」が必要なものは検討会、分科会において協議する内容を記載
- 3 修正内容** 標準仕様の修正内容を「修正前」「修正後」に分けて記載

1. 意見照会実施結果報告

1-2. 意見照会項目 (1/2)

意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式としました。いただいた回答の一覧は「参考9_【児童扶養手当】意見照会_ご意見一覧」をご参照ください。

(1) 団体・担当情報

No.	①意見発出者	②団体区分	③都道府県名	④市区町村名	⑤事業者名	⑥部署名	⑦担当者名	⑧電話(外線)番号	⑨電子メールアドレス
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	事業者の場合は記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須
入力例	1:担当課	5:市	〇〇県	〇〇市	株式会社〇〇	子ども支援課	鈴木 太郎	045-XXXX-XXXX	XXXXXX@XX.lg.jp
1									
2									

(2) 機能要件

No.	①回答元	②事務名(レベル1)	③事務名(レベル2)	④通番	⑤意見の種類	⑥要件種別	⑦意見発出理由	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨既存システムにおける実装有無	⑩意見発出者	⑪要件(修正前)	⑫要件(修正後)
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	条件により記入必須	記入必須	条件により記入必須	記入必須	記入必須	条件により記入必須	条件により記入必須
入力例	〇〇市	01.新規認定請求	認定請求受付	〇〇	10:要件種別のみ変更	2:実装必須	3:住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため	他団体でも必要な機能と考えられることから、必須機能として良いと考える。	2:実装されていない	1:担当課		
1												
2												

1. 意見照会実施結果報告

1-2. 意見照会項目 (2/2)

意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式としました。いただいた回答の一覧は「参考9_【児童扶養手当】意見照会_ご意見一覧」をご参照ください。

(3) 帳票要件 (一覧・詳細要件)

No.	①回答元	②事務名(レベル1)	③帳票名	④システム印字項目名	⑤意見の種類	⑥要件種別 実装類型	⑦意見発出理由	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨意見発出者	⑩要件(修正前)	⑪要件(修正後)
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	条件により 記入必須	記入必須	条件により記入 必須	記入必須	条件により記入必須	条件により記入必須
入力例	〇〇市	02.市外転入	児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書	新住所郵便番号	3:印字項目名の変更	5:類型変更	4:住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため		1:担当課		
1											
2											

(4) 帳票レイアウト

No.	①回答元	②事務名(レベル1)	③帳票名	④意見の種類	⑤意見発出理由	⑥根拠法令・通知等の詳細な理由	⑦意見発出者	⑧意見の内容
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	条件により記入必須	記入必須	記入必須
入力例	〇〇市	13.現況届	児童扶養手当現況届	10:その他	6:その他		1:担当課	氏名欄等が非常に小さく、印字可能な文字数が少ないため多くの対象者でオーバー字となり手書き対応が必要になります。
1								
2								

(5) その他

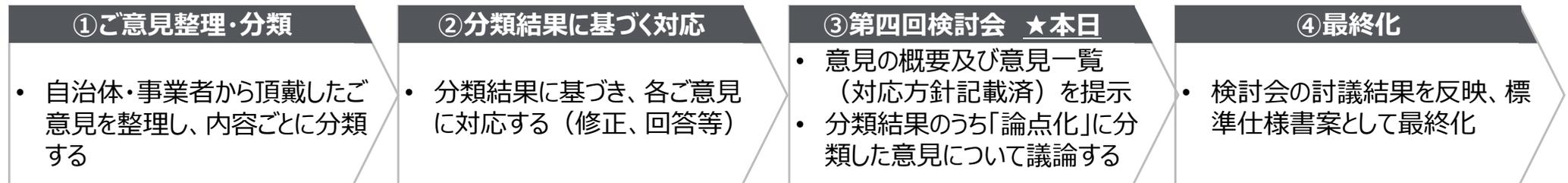
No.	①回答元	②ご意見等の概要	③ご意見等	④意見発出者
入力例	〇〇市	標準仕様書の使い方に関すること	1:担当課
1				

1. 意見照会実施結果報告

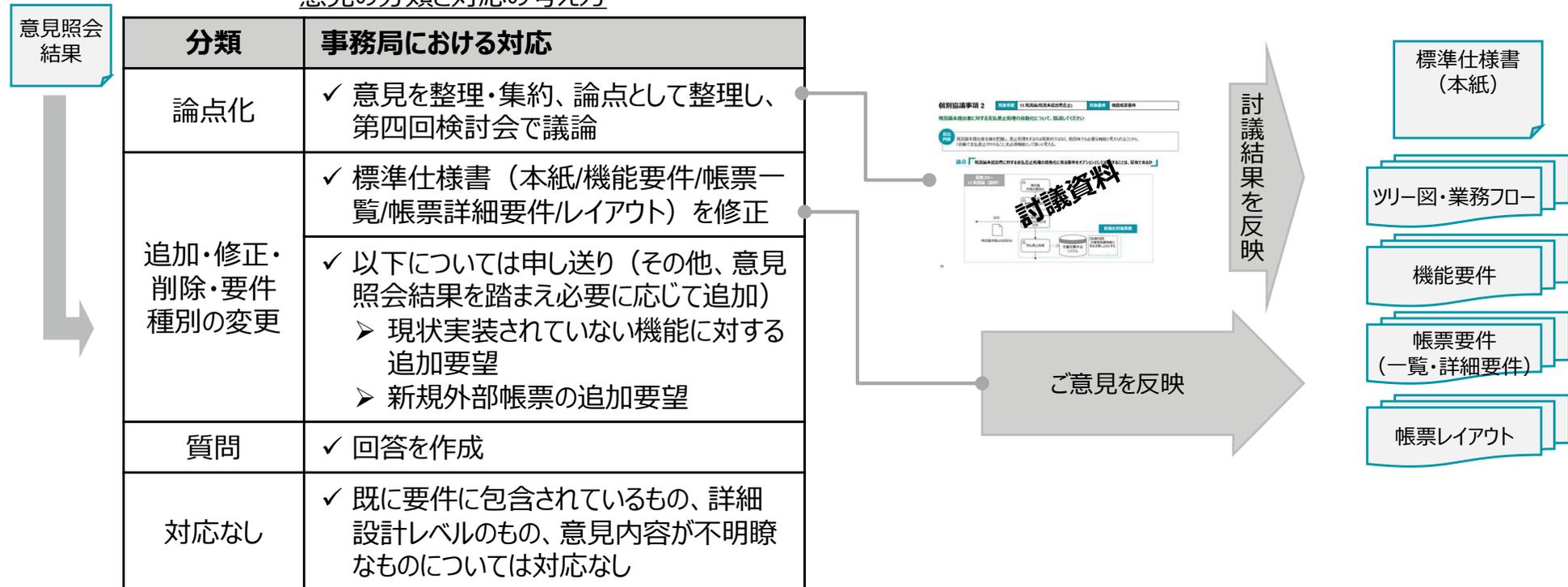
1-3. 意見照会結果の取り扱い

意見照会でいただいたご意見については、対応方針を整理した後、標準仕様書を見直すべき事項は反映するとともに、論点化した事項は次の議題にて討議します。

意見照会結果の取り扱い



意見の分類と対応の考え方



1. 意見照会実施結果報告

1-4. 意見への対応方針

各団体よりいただいた意見は、前回の意見照会と同様、事前に設定した判断基準に従い、対応方針を決定しました。

定義書分類	ご意見の内容		対応方針
全定義書 共通	内容が不明瞭・曖昧、議論・検討済みの要望		対応なし
	記載の修正要望（誤字・脱字の修正等）		適宜修正（事務運用上誤解を招く表現等がある場合も含む）
ツリー図・ 業務フロー	記載の追加・修正・削除要望		適宜修正（機能要件等に反映する中で修正が必要と判断した場合や、事務運用上誤解を招く表現等がある場合）
機能要件 帳票一覧 帳票詳細要件 帳票レイアウト ※連携要件・ データ要件や、 詳細設計レベル で検討する内容 の意見は、一律 対応なしと整理	追加	既に要件として定義済みと判断できる要望	対応なし
		<ul style="list-style-type: none"> 現状実装されている要件の追加要望 定義済みの要件に対する管理項目や記載の追加 	オプションとして追加 （各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装状況を勘案し妥当と考えられる場合。また、多くの自治体で職員事務の効率化や住民の利便性向上に資すると考えられる場合） 必須として追加 （法令等に定めがある場合や、複数団体から同様の意見があり、円滑適正な事務遂行の観点から最低限必要と考えられる場合）
	修正	帳票レイアウトの修正要望	適宜修正（支給事務の効率化や、住民における手続負担軽減の趣旨で必要となる帳票項目の追加を行った場合のみ）
	実装類型を変更した要件について後述 ※どの判断基準を適用するか議論が必要な内容等は、論点化	実装類型の変更 (削除含む)	法令・制度等を根拠に必須への変更要望
		法令・制度等や慣例運用であること等を根拠にオプションへの変更要望	必須 → オプション （特定の区分の地方公共団体や、事務処理件数が膨大な大規模自治体にのみ必要と考えられる場合等）
		法令・制度等を根拠に削除要望	必須・オプション → 実装不可（削除） （どの自治体においても不要と考えられる場合）
		現状実装されていない機能・帳票に対する機能改善や新規機能の要望等	一律申し送り ※帳票追加意見において、該当帳票の提供がない場合、対応なし
			対応なし（多くの自治体で必要とは考えられない場合（独自要件））

(参考) 法令・制度等を根拠に実装必須へ変更した機能一覧

意見照会結果を踏まえて、標準オプションから実装必須へと変更した機能をご確認をお願いします。

#	大項目	中項目	機能ID	機能要件 (1.1版) 案	要件の考え方・理由
1	07.未支払請求	未支払請求審査結果通知	0200282	「児童扶養手当支払通知書」を出力できること ■ 帳票詳細要件 児童扶養手当支払通知書 ■	未支払手当請求に伴う支払通知書の作成は事務取扱準則に規定された手続となるため、実装必須に変更。
2	17.統計・報告	年次報告書作成	0200406	厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができること (年報データ) <集計対象情報> 年報 様式第3号 児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について 年報 様式第3号-付表1 児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書 年報 様式第3号-付表2 所要額算定基礎 (以下省略) 【管理項目】 寄付金その他の収入額	【管理項目】「寄付金その他の収入額」を標準オプションから実装必須へ変更 (※実装必須の集計対象についてのみ適用) 理由：以下通知に定義された様式に存在する項目のため、実装必須に変更。 通知：児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱[昭和60年10月2日厚生省発児第150号各都道府県知事宛厚生事務次官通知]

(参考) 法令・制度等や慣例運用であること等を根拠に標準オプションへ変更した機能一覧 (1/2)

意見照会結果を踏まえて、実装必須から標準オプションへ変更した機能をご確認をお願いします。

#	大項目	中項目	機能ID	機能要件 (1.1版) 案	要件の考え方・理由
1	00.児童扶養手当共通	他システム連携	0200003	住民税システムに、住民税情報（年次情報及び過年度の更正情報等）を照会する ※ 6 再転入者や住登外転入者についても個人番号や団体内統合宛名番号をキー情報として連携できること	庁内連携方法は自治体の運用により異なることが想定されること、また、他領域システムでは実装されていないことを考慮し、標準オプションに変更。
2	00.児童扶養手当共通	データ管理機能	0200113	各種帳票の出力や届出・請求書に関する処理をバッチ処理にて一括で行えること	標準仕様書間の横並び調整方針「13. バッチ処理 / 一括処理に関すること」を踏まえ、標準オプションに変更。
3	02.市外転入	転出元受給者台帳取得	0200211	受領した受給資格者台帳に係る以下の情報及びその他受給資格者に係る以下の情報を、登録、修正、削除、照会できること ・支給停止関係届・現況届（（受給資格者の）養育費の額）	準則に定義された受給資格者台帳様式に存在しない項目であるため、【管理項目】（受給資格者の）養育費の額の実装類型を標準オプションに変更。

(参考) 法令・制度等や慣例運用であること等を根拠に標準オプションへ変更した機能一覧 (2/2)

意見照会結果を踏まえて、実装必須から標準オプションへ変更した機能をご確認をお願いします。

#	大項目	中項目	機能ID	機能要件 (1.1版) 案	要件の考え方・理由
4	12.障害等認定	障害等認定通知	0200332	「児童扶養手当在留期間延長通知書」を出力できること ■ 帳票詳細要件 児童扶養手当在留期間延長通知書	事務取扱準則に規定された手続ではなく、また、法令通知等に様式が定義されていない帳票のため、標準オプションに変更。
5	15.手当支払	支払通知	0200381	※ 1 「児童扶養手当支払通知書」の出力に関しては、未支払請求「未支払請求審査結果通知」に記載の要件を満たすこと	通常の支払に伴う支払通知書の作成は、事務取扱準則に規定された手続ではなく、各自治体が任意で実施している手続となるため、標準オプションに変更。

(参考) 法令・制度等を根拠に実装不可(削除)へ変更した機能一覧(1/3)

意見照会結果を踏まえて、実装不可(削除)へ変更した機能をご確認をお願いします。

#	大項目	中項目	機能ID	機能要件(1.1版)案	要件の考え方・理由
1	00.児童扶養手当共通	他システム連携	0200001	住民記録システムに、住民記録情報(外国人情報、異動情報を含む)を照会する ※6 団体内統合宛名番号を連携できること	団体内統合宛名番号は団体内統合宛名機能でのみ管理しており、住民記録システムとの間で連携は行われたいと考えられること、また、他領域システムでは実装されていないことを考慮し、記載を削除。
2	00.児童扶養手当共通	データ管理機能	0200004	国民年金システムに、国民年金情報(異動情報を含む)を照会する ※1 連携は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること ※3 連携頻度は週次・月次とする	年金情報についてはマイナンバーを利用した情報照会等を利用する必要があること、また、他領域システムでは実装されていないことを考慮し、記載を削除。
3	00.児童扶養手当共通	データ管理機能	0200007	児童福祉法による障害児入所支援、措置若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報(異動情報を含む)と連携し、児童扶養手当システムで利用できること ※1 連携は、共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること ※3 連携頻度は随時・週次・月次・年次等とする	別要件(機能ID:0200005)に包含されていると考えられるため、記載を削除。
4	00.児童扶養手当共通	データ管理機能	0200060	対象児童や受給資格者について、個人単位で入所施設、電話番号、勤務先等を管理(登録、修正、削除)でき、台帳画面や一覧抽出で照会できること	各種情報については受給者でまとめて管理することが可能であれば、個人単位で管理する必要性は低いことから、記載を削除。
5	00.児童扶養手当共通	データ管理機能	0200118	対象者の担当区データと主アクターの職員データの所属を比較し、対象者の担当区データを変更できること	別要件(機能ID:0200173)に包含されていると考えられること、また、他領域システムでは実装されていないことを考慮し、記載を削除。

(参考) 法令・制度等を根拠に実装不可(削除)へ変更した機能一覧(2/3)

意見照会結果を踏まえて、実装不可(削除)へ変更した機能をご確認をお願いします。

#	大項目	中項目	機能ID	機能要件(1.1版)案	要件の考え方・理由
6	00.児童扶養手当共通	一覧管理機能	0200127	各業務の任意の一覧抽出結果には、各台帳で管理している項目を表示できること ※1 コード項目は、日本語名称で表示できること	別要件(機能ID:0200126)に包含されていると考えられること、また、他領域システムでは実装されていないことを考慮し、記載を削除。
7	01.新規認定請求	認定請求受付	0200176	児童扶養手当の新規認定請求書及び所得状況届等について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること ・請求者・配偶者・扶養義務者(所得のある児童を含む)の所得情報(給与所得)	別管理項目(児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額)に包含されていると考えられるため、記載を削除。
8	02.市外転入	転出元受給者台帳取得	0200211	受領した受給資格者台帳に係る以下の情報及びその他受給資格者に係る以下の情報を、登録、修正、削除、照会できること ・支払状況(支払渡)	帳票上で支払月をまとめて支払期月として表示(1月、2月分の手当支給に対して、3月渡とまとめて表示)するための項目であり、システム上で管理する必要がない項目(帳票レイアウト上の固定分とみなせる)のため、削除。
9	04.額改定届(減員)	額改定届(減員)審査結果通知	0200243	※1 「児童扶養手当証書」の出力に関しては、児童扶養手当共通「帳票出力機能」に記載の要件を満たすこと	児童扶養手当証書の出力については別要件(機能ID:0200157)で一括して定めており、別事務(新規認定請求や市外転入等)においては当該要件に記載していないため、事務間で機能要件の記載方法を統一するため、記載を削除。
10				※2 「児童扶養手当支給停止通知書」の出力に関しては、支給停止関係届「支給停止関係届通知」に記載の要件を満たすこと	額改定届(減員)に係る業務フローにおいて、当該帳票を作成する業務は定義されていないため(別途、09.支給停止関係届にて定義)、記載を削除。

(参考) 法令・制度等を根拠に実装不可(削除)へ変更した機能一覧(3/3)

意見照会結果を踏まえて、実装不可(削除)へ変更した機能をご確認をお願いします。

#	大項目	中項目	機能ID	機能要件(1.1版)案	要件の考え方・理由
11	08.登録情報変更	登録情報変更通知	0200295	※1 「児童扶養手当証書」の出力に関しては、児童扶養手当共通「帳票出力機能」に記載の要件を満たすこと	児童扶養手当証書の出力については別要件(機能ID:0200157)で一括して定めており、別事務(新規認定請求や市外転入等)においては当該要件を記載していないため、事務間で機能要件の記載方法を統一するため、記載を削除。
12	09.支給停止関係届	支給停止関係届通知	0200307	支給区分が、「全部支給」、「一部支給」の場合、「児童扶養手当証書」を出力できること	児童扶養手当証書の出力については別要件(機能ID:0200157)で一括して定めており、別事務(新規認定請求や市外転入等)においては当該要件を記載していないため、事務間で機能要件の記載方法を統一するため、記載を削除。
13	23.証書再発行	証書再発行処理	0200440	受給資格者が「児童扶養手当証書」を紛失又は毀損した場合、亡失届事由を登録できること 【管理項目】 氏名、カナ氏名	別要件(機能ID:0200126)で管理されている項目であり、多重管理を避ける観点から、削除。

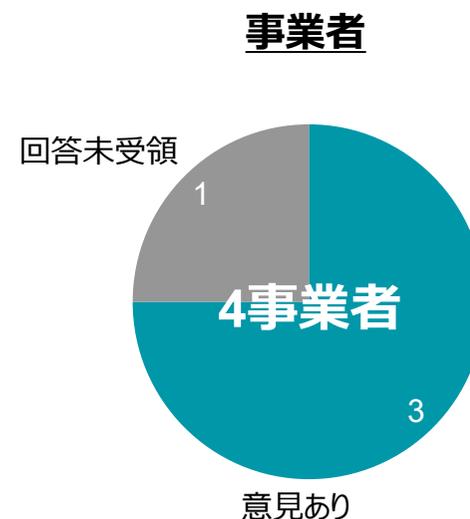
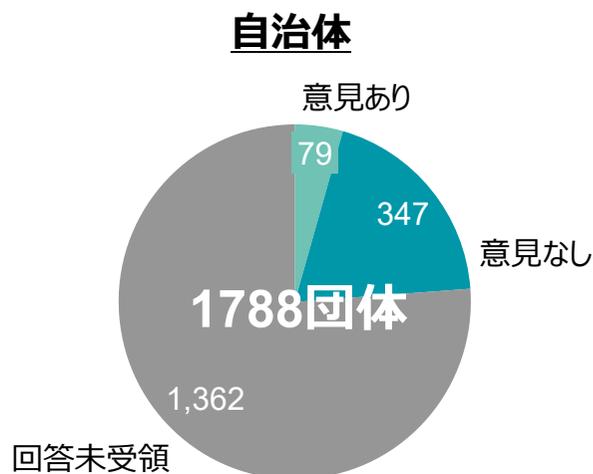
1. 意見照会実施結果報告

1-5. 全体概要 (1/2)

全1,788自治体及び対象の4事業者のうち、426自治体及び3事業者より、総計1,226件の意見をいただきました。

意見照会実施結果 (全体概要)

ご回答団体数



全1,788団体 (うち、47都道府県を含む) 中、
回答受領 : 426自治体 (うち、19県を含む)
➤ 意見あり : 79自治体 (うち、4県を含む)
➤ 意見なし : 347自治体 (うち、15県を含む)
回答未受領 : 1,362自治体
(回答受領率 : 23.8%、「意見あり」の割合 : 4.4%)

意見照会の依頼対象4事業者中、
回答受領 : 3事業者
➤ 意見あり : 3事業者
➤ 意見なし : 0事業者
回答未受領 : 1事業者
(回答受領率 : 75.0%、「意見あり」の割合 : 75.0%)
※また、自治体経由で9事業者から回答受領

1. 意見照会実施結果報告

1-5. 全体概要 (2/2)

全1,788自治体及び対象の4事業者のうち、426自治体及び3事業者より、総計1,226件の意見をいただきました。

意見照会実施結果 (全体概要)

ご意見の受領件数と自治体区分の内訳

定義書 分類	都道 府県	政令 指定 都市	中核 市	特別 区	市	事業者	計
機能要件	6	194	13	33	316	117	679
帳票要件 (一覧・詳細要件)	0	12	26	4	219	37	298
帳票 レイアウト	0	6	27	2	127	27	189
その他	7	13	1	6	26	7	60
総計	13	225	67	45	688	188	1226

ご意見の受領件数と取りまとめ分類の内訳

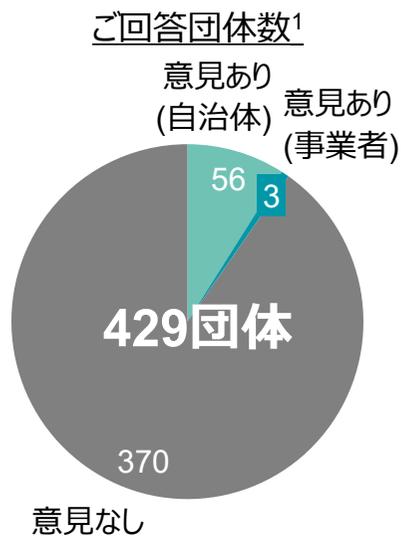
定義書 分類	論点化	追加・修正・削除・要件種別の変更	質問	対応なし	計
機能要件	5	91	10	573	679
帳票要件 (一覧・詳細要件)	0	167	14	117	298
帳票 レイアウト	0	59	5	125	189
その他	0	5	9	46	60
総計	5	322	38	861	1226

1. 意見照会実施結果報告

1-6. 詳細：機能要件

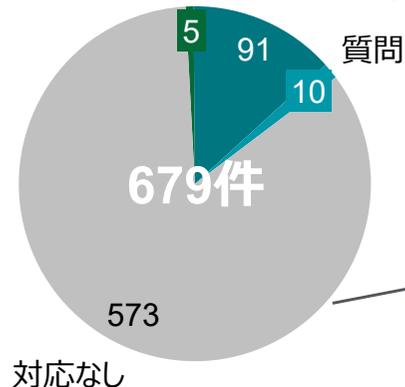
機能要件について、意見あり及び意見なしとの回答を頂いた全429団体のうち、59団体より計679件の意見を受領し、5件は論点化、91件は追加・修正・削除・要件種別の変更、10件は質問、573件は対応なしに分類しました。

意見照会実施結果（機能要件）



機能要件に対する意見数

追加・修正・削除・論点化
要件種別の変更



事務レベル1区別の意見数 ※各意見への対応内容は参考9参照			
		上位3項目	上位5項目
00.児童扶養手当共通	258	12.障害等認定	8
01.新規認定請求	50	13.現況届	51
02.市外転入	25	14.一部支給停止 (第13条の3関係)	28
03.額改定請求(増員)	9	15.手当支払	38
04.額改定届(減員)	15	16.過払管理	34
05.市外転出	21	17.統計・報告	15
06.資格喪失	11	18.年齢到達	9
07.未支払請求	27	19.住記異動管理	6
08.登録情報変更	6	20.所得再判定	10
09.支給停止関係届	10	21.障害等有期管理	5
10.公的年金併給認定	12	22.手当額改定	18
11.支払差止(解除)	8	23.証書再発行	2

1:団体数の集計は、未提出の自治体数が多数存在するため、全体を意見あり及び意見なしの自治体・事業者とした

(補足) 機能要件のレベル2区分別の意見数内訳 (1/2)

上位3項目
上位5項目

事務レベル2区分別の意見数 ※各意見への対応内容は参考9参照		
00.児童扶養手当共通	他システム連携	68
	マスタ管理機能	25
	データ管理機能	82
	台帳管理機能	4
	一覧管理機能	14
	帳票出力機能	60
	アクセスログ管理	2
	操作権限管理	3
	ヘルプ機能	0
	01.新規認定請求	認定請求受付
認定審査		12
認定審査結果通知		7
02.市外転入	市外転入受付	15
	転出元受給者台帳取得	9
	市外転入処理	1
	市外転入通知	0
03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)受付	6
	額改定請求(増員)要件審査	3
	額改定請求(増員)審査結果通知	0
04.額改定届(減員)	額改定届(減員)受付	2
	額改定届(減員)要件審査	12
	額改定届(減員)審査結果通知	1

事務レベル2区分別の意見数 ※各意見への対応内容は参考9参照		
05.市外転出	市外転出受付	5
	市外転出処理	14
	受給者台帳送付	2
06.資格喪失	資格喪失受付	3
	資格喪失審査	8
	資格喪失通知	0
07.未支払請求	未支払請求受付	8
	未支払請求審査	18
	未支払請求審査結果通知	1
08.登録情報変更	登録情報変更受付	5
	登録情報変更処理	0
	登録情報変更通知	1
09.支給停止関係届	支給停止関係届受付	2
	支給停止関係届処理	6
	支給停止関係届通知	2
10.公的年金併給認定	公的年金併給受付	4
	公的年金併給処理	8
	公的年金併給通知	0
11.支払差止(解除)	支払差止(解除)対象抽出	7
	支払差止(解除)処理	4
	支払差止(解除)通知	0

(補足) 機能要件のレベル2区分別の意見数内訳 (2/2)

上位3項目
上位5項目

事務レベル2区分別の意見数 ※各意見への対応内容は参考9参照		
12.障害等認定	障害等認定受付	4
	障害等認定審査	2
	障害等認定通知	2
13.現況届	現況届提出依頼	15
	現況届受付	26
	現況届処理	2
	現況届催促	2
	現況届通知	1
	現況未提出者差止	2
	現況未提出者差止時効管理	3
14.一部支給停止 (第13条の3関係)	一部支給停止措置案内	11
	一部支給停止適用除外事由受付	10
	一部支給停止適用除外事由処理	5
	一部支給停止通知	2
15.手当支払	支払額登録	18
	支払通知	3
	支払処理	16
	振込不能対応	1
16.過払管理	過払金・返納方法登録	28
	内払調整	6

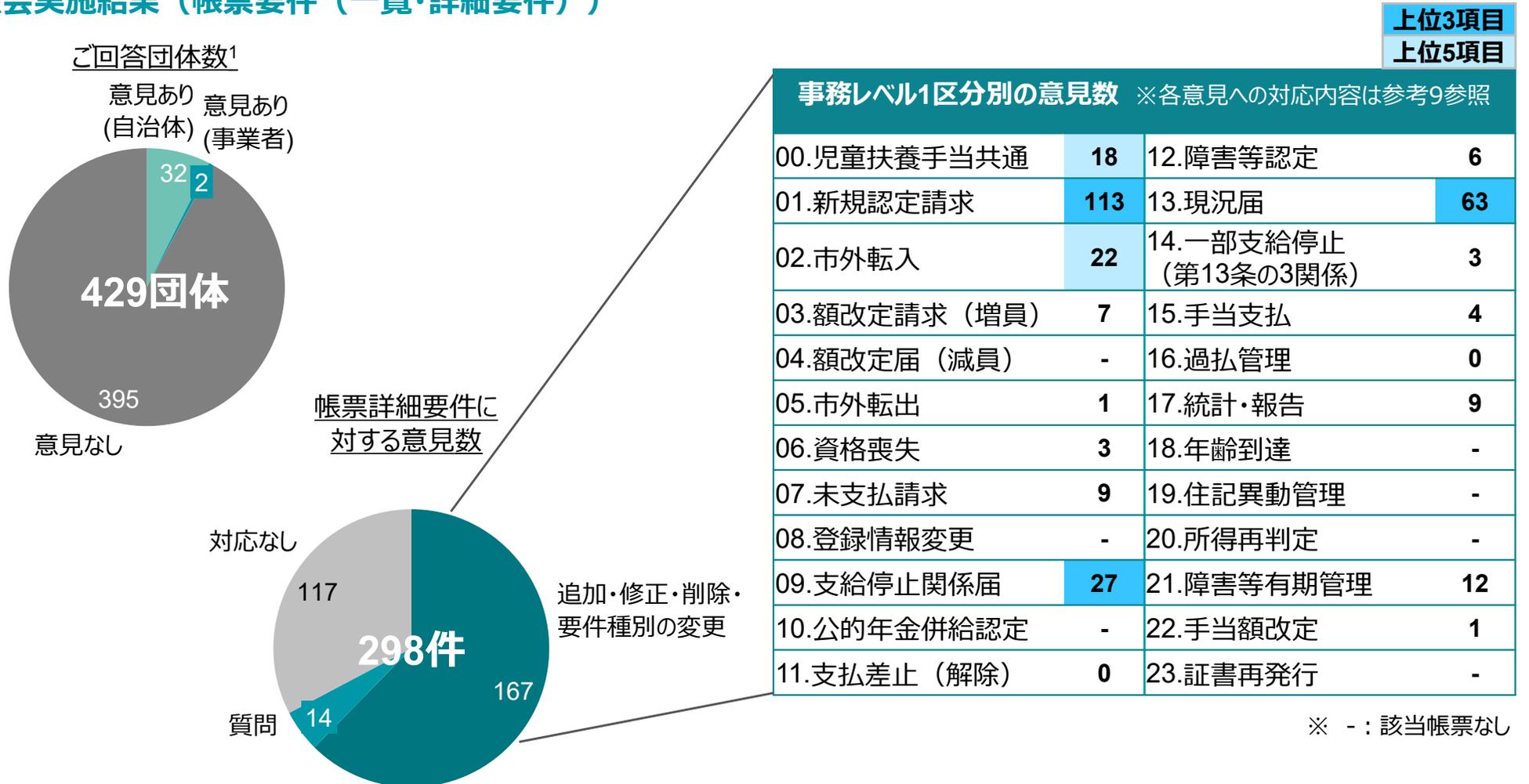
事務レベル2区分別の意見数 ※各意見への対応内容は参考9参照		
17.統計・報告	月次報告書作成	2
	年次報告書作成	13
18.年齢到達	年齢到達処理	9
19.住記異動管理	住記異動者処理	6
20.所得再判定	所得再判定	10
21.障害等有期管理	障害等有期認定期限処理	5
	マスタ更新	0
22.手当額改定	手当額改定処理	6
	手当額改定通知	12
23.証書再発行	証書再発行処理	2

1. 意見照会実施結果報告

1-7. 詳細：帳票要件（一覧・詳細要件）

帳票要件（一覧・詳細要件）について、意見あり及び意見なしとの回答を頂いた全429団体のうち、34団体より計298件の意見を受領し、167件は追加・修正・削除・要件種別の変更、14件は質問、117件は対応なしに分類しました。

意見照会実施結果（帳票要件（一覧・詳細要件））



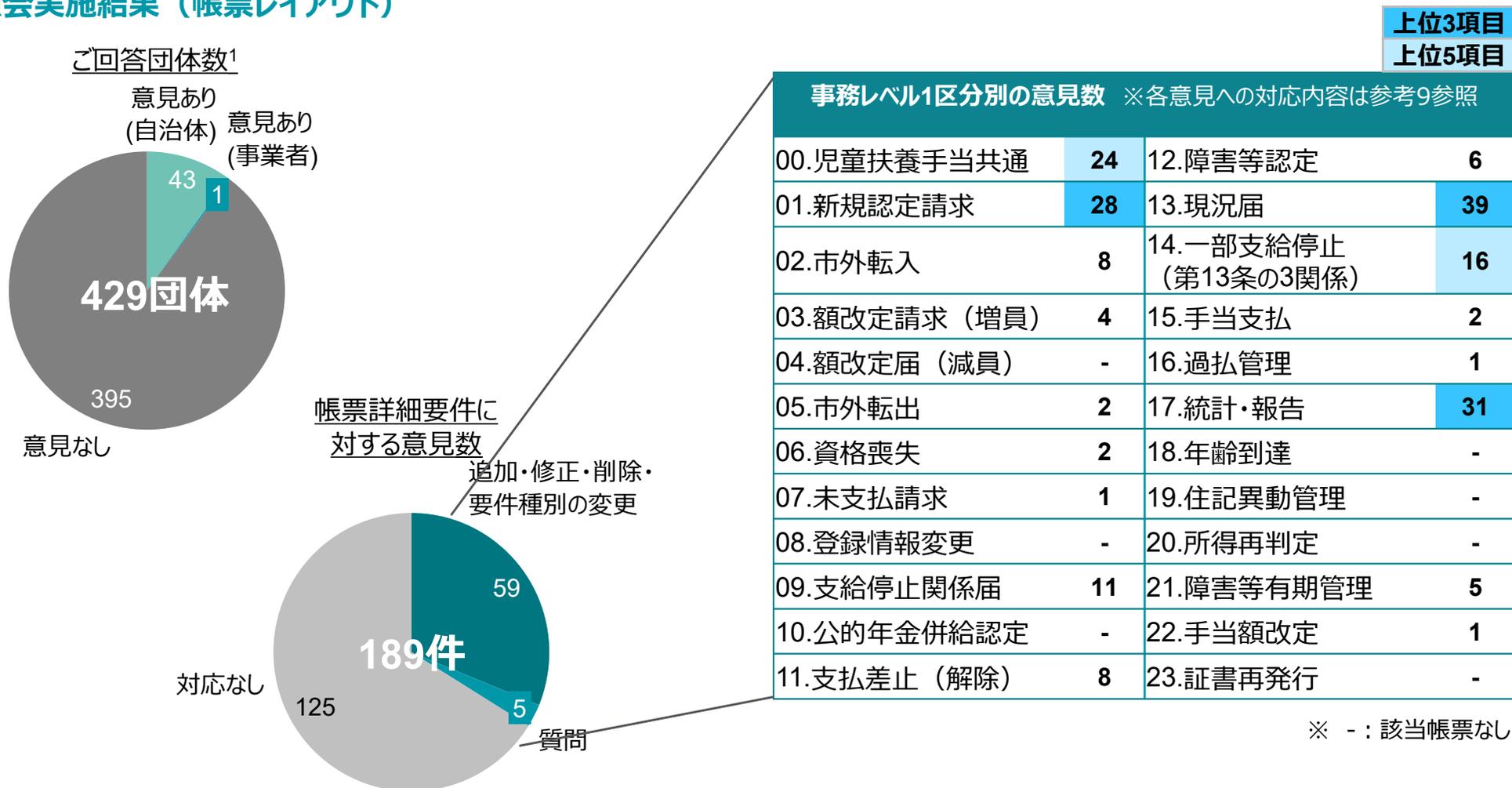
1:団体数の集計は、未提出の自治体数が多数存在するため、全体を意見あり及び意見なしの自治体・事業者とした

1. 意見照会実施結果報告

1-8. 詳細：帳票レイアウト

帳票レイアウトについて、意見あり及び意見なしとの回答を頂いた全429団体のうち、44団体より計189件の意見を受領し、59件は追加・修正・削除・要件種別の変更、5件は質問、125件は対応なしに分類しました。

意見照会実施結果（帳票レイアウト）



1:団体数の集計は、未提出の自治体数が多数存在するため、全体を意見あり及び意見なしの自治体・事業者とした

(補足) 帳票要件 (一覧・詳細要件) 及び帳票レイアウトの帳票名別の意見数内訳 (1/2)

上位3項目
上位5項目

帳票名別の意見数	※各意見への対応内容は参考9参照	詳	レ
00.児童扶養手当共通	宛名シール	3	0
	宛名状	1	0
	児童扶養手当証書	9	14
	保留通知書	0	1
	補正命令書	0	6
	児童扶養手当証書等交付について	0	2
	児童扶養手当証書受領書	5	0
	児童扶養手当関係書類提出命令書	0	1
	町村への送付書	0	0
01.新規認定請求	児童扶養手当認定通知書	17	4
	児童扶養手当認定請求却下通知書	8	2
	児童扶養手当受給資格者台帳	56	20
	児童扶養手当受給資格者名簿	15	0
	児童扶養手当所得状況届	12	1
	児童扶養手当所得状況届提出命令書	5	1
	児童扶養手当所得状況届未提出について(お知らせ)	0	0
02.市外転入	児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書	6	1
	児童扶養手当住所変更(転出・転入)・金融機関変更届	16	7
	児童扶養手当額改定通知書	4	2
03.額改定請求(増員)	児童扶養手当額改定通知書	4	2
	児童扶養手当額改定却下通知書	3	2

帳票名別の意見数	※各意見への対応内容は参考9参照	詳	レ
04.額改定届(減員)	(該当帳票なし)	-	-
05.市外転出	児童扶養手当受給資格者台帳送付通知書	1	2
	児童扶養手当資格喪失通知書	3	2
06.資格喪失	児童扶養手当資格喪失通知書	3	2
	未支払児童扶養手当請求却下通知書	1	1
07.未支払請求	児童扶養手当支払通知書	8	0
	(該当帳票なし)	-	-
08.登録情報変更	児童扶養手当支給停止通知書	23	8
	児童扶養手当支給停止解除通知書	4	3
09.支給停止関係届	(該当帳票なし)	-	-
10.公的年金併給認定	児童扶養手当支払差止通知書	0	7
	児童扶養手当支払差止解除通知書	0	1
11.支払差止(解除)	児童扶養手当障害認定通知書	1	4
	児童扶養手当在留期間延長通知書	5	2
12.障害等認定	児童扶養手当現況届	52	32
	児童扶養手当現況届案内	1	7
13.現況届	児童扶養手当現況届提出命令書	9	0
	児童扶養手当現況届未提出のお知らせ	1	0
	現況届提出前のおねがい	0	0

※ 詳：帳票要件、レ：帳票レイアウト

(補足) 帳票要件 (一覧・詳細要件) 及び帳票レイアウトの帳票名別の意見数内訳 (2/2)

上位3項目
上位5項目

帳票名別の意見数	※各意見への対応内容は参考9参照	詳	レ
14.一部支給停止 (第13条の3関係)	児童扶養手当 一部支給停止適用除外通知書	1	8
	児童扶養手当の 受給に関する重要なお知らせ	1	6
	児童扶養手当一部支給停止 適用除外事由届出書	1	2
15.手当支払	支払実績調書	0	0
	児童扶養手当口座振込依頼書	4	2
16.過払管理	児童扶養手当 内払調整決定通知書	0	1
	福祉行政報告例第61表	0	1
17.統計・報告 ※定義している帳票が多数の ため、意見を受領した帳票のみ 記載	執行状況調べ	6	0
	様式第2号 児童扶養手当給付費国 庫負担金の交付申請について	0	6
	様式2号-付表1 児童扶養手当給付 費市等分国庫負担金所要額調書	1	0
	様式第3号 児童扶養手当給付費国 庫負担金の交付申請について	0	6
	様式第4号 児童扶養手当給付国庫 負担金の変更交付申請について	0	6
	様式第4号-付表1 児童扶養手当給 付費市等分国庫負担金所要額調書	1	0
	様式第8号 児童扶養手当給付国庫 負担金に係る事業実績報告について	0	6
	様式第8号-付表1 児童扶養手当給 付費負担金精算書	1	0
	様式第8号-付表2 対象経費の実支出 額及び過年度分支払取消額算定表	0	6

帳票名別の意見数	※各意見への対応内容は参考9参照	詳	レ
18.年齢到達	(該当帳票なし)	-	-
19.住記異動管理	(該当帳票なし)	-	-
20.所得再判定	(該当帳票なし)	-	-
21.障害等有期管理	障害認定診断書提出案内	0	1
	在留期間延長手続き案内	6	2
	在留期間延長手続きのお知らせ	6	2
22.手当額改定	児童扶養手当額変更のお知らせ	1	1
23.証書再発行	(該当帳票なし)	-	-

※ 詳：帳票要件、レ：帳票レイアウト

1. 意見照会実施結果報告

1-9. 詳細：その他（1/2）

その他について、36団体より計60件の意見を受領し、5件は追加・修正・削除・要件種別の変更、9件は質問、46件は対応なしに分類しました。

意見照会実施結果（その他）※ご意見例

区分		ご意見	
児童扶養手当システムの標準化について	標準仕様書本紙について	実装タイプの分類	<ul style="list-style-type: none"> 別紙2:機能要件では、自治体毎の実装区分に【対象外】が追加されている。【対象外】の説明も標準仕様書の「表 1-2 標準化範囲内の機能におけるタイプの分類」に明記いただきたい。
	業務フローについて	引越しOSSを踏まえた業務フローの策定	<ul style="list-style-type: none"> 引越しワンストップサービスの運用開始により、転出届がオンラインで提出可能となったが、児童扶養手当受給者においてオンライン転出届が提出された場合のフローも組み込まれるのか。
		業務オンライン化への対応	<ul style="list-style-type: none"> 業務フロー図について、マイナポータルを利用した現況届の事前送信項目では「事前送信を受信した場合、書面で提供された場合と同様に審査などの業務を行う」とされていますが、現況届については法律上、窓口での面談を省略できない状態かと思いますが、ここで言う「審査」フローでは来課済か否かが同じフローの流れで行われる想定なのか。
		都道府県・町村の業務フローの策定	<ul style="list-style-type: none"> 市等以外（都道府県・町村）の業務フローも公開頂きたい。業務フローが示されないと、データや処理の流れが分からず、標準システムを使用した運用イメージがつかない。機能要件に表れているように、団体によって実装区分が異なり、運用も変わる事が想定されるため、団体ごとに業務フローを示して頂きたい。
	データ連携について	自治体間における受給資格者台帳のデータ連携	<ul style="list-style-type: none"> 同じ仕様の標準システムを使用するので、紙台帳ではなく、データでの台帳移管はできないのか。 市外転入の際に、転出元から受給資格者台帳の送付依頼を、情報照会で取得できるように検討をお願いしたい。
国・自治体間における統計報告のデータ連携		<ul style="list-style-type: none"> 東京都は福祉情報統計システムに入力して提出しているが、6 1 表を各自治体のシステムから直接提出する仕様にはならないのか。 統計・報告で出力した帳票はそのまま厚生労働省に提出できるのか。エクセル等に入力しなおす必要があるのか。 	

1. 意見照会実施結果報告

1-9. 詳細：その他（2/2）

その他について、36団体より計60件の意見を受領し、5件は追加・修正・削除・要件種別の変更、9件は質問、46件は対応なしに分類しました。

意見照会実施結果（その他） ※ご意見例

区分		ご意見
標準化業務に共通することについて	システム改修について	対応時期と補助金
		構築形態と補助金
	データ要件・連携要件について	都道府県における個人の特定について
		<ul style="list-style-type: none"> Amazon以外のクラウドサービスに関して、随時公開予定とされていますが、いつ頃の公開となるのでしょうか？システム業者から現在示されているガバメントクラウドの条件では、一からシステムを作り直す必要があり、現行システム業者が標準システムに対応できない場合、他社に依頼することになりますが、他社では新規対応しないところもあるそうで、令和7年度までの移行は難しいと思われる。令和7年度までに間に合わない場合への対応について補助金の措置を含め、検討してほしい。 当県は、現システムのベンダから、ガバメントクラウド上での標準仕様書に準拠したシステムの提供を断られた。検討委員会メンバー等、他の業者に相談したが、令和7年度までの改修に向け、現在取引がある自治体を優先させるため、新規の契約はしない（当県が入札を行っても参加しない）考えであるとのことであった。令和7年度までに導入を完了することは困難と思われる。補助対象となる改修の期限の延長についてお願いしたい。 標準仕様準拠したシステムを利用することについては法律で定められているため、オンプレミスのままで標準化対応改修を行う場合についても、マイナンバー対応改修と同じように、厚労省の補助対象としていただきたい。 都道府県においては市町村のように住民記録システムで付番している宛名番号（団体内で個人を一意に特定する番号）を保持していないため、機能要件やデータ・連携要件についてはそれを認識頂いたうえで、要件の整理を行っていただきたい。（特に連携関係については上記の理由から市町村と同じ要件を満たせない場合がある。）

- 1 . 意見照会実施結果の報告
- 2 . **標準仕様書（1.1版）案の確認**
- 3 . 次年度以降検討への申し送り事項
- 4 . 今後のスケジュール

2. 標準仕様書（1.1版）案の確認

2-1. 本検討会で個別協議が必要な事項

全国意見照会及びデジタル庁を中心に実施した実装類型の点検結果において自治体、事業者よりいただいた意見を踏まえ、標準仕様書（1.1版）の最終化にあたり、以下の2点について本日の検討会にて協議させていただきます

#	対象事務	対象要件	論点	経緯
1	業務共通	機能要件	➤ デジタル庁主導で行った事業者による実装類型の点検結果を踏まえ、自社導入実績や業務観点でのご意見が寄せられた 11項目の機能及び管理項目を、実装必須から標準オプションに見直す こととしてよろしいでしょうか。	➤ 令和4年11月に実施されたデジタル庁主導の実装類型の点検結果を踏まえた協議事項
2	業務共通	機能要件	➤ 標準仕様書（1.1版）案における支援措置対象者に対する抑止機能に係る記載については、他業務領域の標準仕様書の記載に平仄を合わせることでよろしいでしょうか。	➤ 令和5年1月に実施した標準仕様書（1.1版）案に対する全国意見照会結果を踏まえた協議事項

個別協議事項 1

対象事務

業務共通

対象要件

機能要件

デジタル庁主導で行った事業者による実装類型の点検結果として提供された（実装類型の見直し案）を踏まえ、機能要件の実装類型を見直すべきかご議論をお願いいたします

取組
事項

【自治体システム標準化における機能要件の実装類型の点検について】

- デジタル庁において、令和4年11月に事業者への調査などを通じて点検を実施し、その結果を踏まえて、各業務の標準仕様書機能要件のうち実装必須機能について、可能なものは、標準オプション機能へ修正する検討を行うこととされた。
- 令和4年12月、デジタル庁から、事業者による実装類型の点検結果として"実装類型見直し案"が提供された。

論点

デジタル庁主導で行った事業者による実装類型の点検結果を踏まえ、自社導入実績や業務観点でのご意見が寄せられた11項目の機能及び管理項目を、実装必須から標準オプションに見直すこととしてよろしいでしょうか。

標準仕様書（1.1版）案※意見照会版の現状

- 機能要件について、複数の事業者から、現行のシステムよりも必須機能が多大になっているのではないかと意見があり、今後の開発工数への影響や運用経費の増大が懸念されている
- 第2回関係府省会議（R4.9.30）において、令和4年度の標準仕様書の改定に関して、次のとおり基本的な考え方が示された
 - 「機能要件について、過剰な機能となっていないかについて、実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を目途に、デジタル庁の主導的な支援の下、集中的に点検を行う。」 ※次頁参照
- デジタル庁主導で行った事業者による実装類型の点検結果として、令和4年12月に"実装類型見直し案"が提供された

対応案

- "実装類型見直し案"を受け、事務局にて内容確認を行い、以下の基準で実装類型の見直しの可否を判断
 - 法令通知等へ定義された様式の項目に係る管理項目
 - … 見直し不可（実装必須機能から変更しない）
 - それ以外の機能及び管理項目
 - … 見直し可（標準オプション機能とすることを検討）
- 上記で「見直し可」とした機能及び管理項目に対する事業者からのご意見を2つに区分し、以下の基準に従って対応
 - 自社導入実績や業務観点でのご意見
 - … 標準オプション機能へ見直し ※30、31頁参照
 - 標準仕様書に対するご意見
 - … 意見に沿って標準仕様書に反映 ※32、33頁参照

参考：実装タイプの点検について（令和4年11月）資料より抜粋

1. 経緯と概要

- 第2回関係府省会議（令和4年9月30日）において、今年度の標準仕様書改定に関する基本的な考え方を示したところである。
- デジタル庁において機能要件のうち実装必須機能について点検を実施。その検討結果を踏まえて、対象の機能要件について標準オプション機能への変更が可能か検討をお願いしたい。

【経緯】

- 基本方針においては、令和7年度までに標準準拠システムに移行することを目標としている。
- 機能要件について、複数の事業者から、現行のシステムよりも必須機能が多大になっているのではないかと意見があり、今後の開発工数への影響や運用経費の増大が懸念されるところ。
- 第2回関係府省会議においては、令和4年度の標準仕様書の改定に関する基本的な考え方を次のとおり示している。「機能要件について、過剰な機能となっていないかについて、実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を目途に、デジタル庁の主導的な支援の下、集中的に点検を行う。」



[地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について（令和4年10月改訂）](#)

【作業概要】

- デジタル庁において事業者への調査などを通じて点検を実施。その結果を踏まえて、各業務の標準仕様書機能要件のうち実装必須機能について、可能なものは、標準オプション機能へ修正する検討を行う。

個別協議事項 1

対象事務

業務共通

対象要件

機能要件

自社導入実績や業務観点での意見を踏まえ、標準オプションとする機能及び管理項目① ※青太文字部分

#	大項目	中項目	機能ID	標準仕様書（1.1版）案にて定義されている機能及び管理項目（抜粋）	標準オプション機能とする理由
1	00.児童扶養手当共通	他システム連携	0200010	<p>マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること</p> <p>※ 1 連携できる事業をパラメータ等で設定できること</p> <p>※ 2 住民税情報や年金情報については、一括での照会情報内容情報作成、連携ができること</p> <p>※ 3 支援措置対象者については、不開示設定で情報照会内容データを作成できること</p>	<p>・一定規模以上の自治体に必要な職員の利便性のための機能であるため（中小規模の自治体にとって過剰な機能である）</p>
2			0200011	<p>マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成できること</p> <p>※ 1 住民税情報や年金情報については、一括での照会情報内容情報作成ができること</p> <p>※ 2 支援措置対象者については、不開示設定で情報照会内容データを作成できること</p>	
3			0200012	<p>マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データと連携し、児童扶養手当システム内で情報照会結果を利用できること</p> <p>※ 1 連携できる事業をパラメータ等で設定できること</p> <p>※ 2 住民税情報や年金情報については、一括での情報照会結果の取り込み、利用ができること</p> <p>※ 3 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること</p>	
4	00.児童扶養手当共通	データ管理機能	0200088	<p>請求書及び届出等の受付時に、入力した情報を一時保存できること</p> <p>※ 1 書類不備等により、各種請求書・届出を受理できない場合、入力可能な情報のみ一時的に保存できること</p>	<p>・自治体の業務運用に差異があり、機能を利用する自治体が限定されるため</p>
5	01.新規認定請求	認定請求受付	0200176	<p>児童扶養手当の新規認定請求書及び所得状況届等について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 請求者情報（住所要件（住民票上の住所と現住所の相違の有無）） 支給対象児童情報（孤児（該当、非該当）、障害名、障害者手帳番号、障害等級、障害種別、父又は母の障害名、父又は母の障害種別、9条・9条の2、国籍） 請求者・配偶者・扶養義務者（所得のある児童を含む）の所得情報（生年月日、住所、電話番号） 	<p>・システムで管理する必要がない項目であり、入力業務が職員への大きな負荷となるため</p> <p>・現行パッケージに実装されていないが運用上問題がないため</p>

個別協議事項 1

対象事務

業務共通

対象要件

機能要件

自社導入実績や業務観点での意見を踏まえ、標準オプションとする機能及び管理項目② ※青太文字部分

#	大項目	中項目	機能ID	標準仕様書（1.1版）案にて定義されている機能及び管理項目（抜粋）	標準オプション機能とする理由
6	03.額改定請求（増員）	額改定請求（増員）受付	0200219	児童扶養手当の額改定請求について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・支給対象児童情報（ 認定請求年月日、所得額 ）	・システムで管理する必要がない項目であり、入力業務が職員への大きな負荷となるため ・現行パッケージに実装されていないが運用上問題がないため
7	10.公的年金併給認定	公的年金併給受付	0200308	児童扶養手当の公的年金給付等受給状況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・公的年金情報（ 公的年金等受給開始（変更、消滅）年月、本人・児童・加算対象児童の別、年金等受給該当区分（法第13条の2第1項該当、法第13条の2第2項、法第13条の2第3項）、公的年金の受給状況（受けることができる、支給停止、受けることができない） ） ・種類・基礎年金番号・年金コード・年額、遺族補償の受給状況（受けることができる、支給停止、受けることができない） ・種類・年額、障害基礎年金等の受給状況（受けることができる、支給停止、受けることができない） ・種類・年額	・システムで管理する必要がない項目であり、入力業務が職員への大きな負荷となるため
8	12.障害等認定	障害等認定受付	0200324	児童扶養手当の障害等認定について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・障害等認定対象者情報（ 再診年月日、拘禁開始年月日、拘禁終了予定年月日 ） ・障害情報（ 障害等級、障害手帳番号 ）	・システムで管理する必要がない項目であり、入力業務が職員への大きな負荷となるため
9	15.手当支払	支払額登録	0200375	児童扶養手当の手当支払について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・支払情報（ 振込依頼日 ）	・システムで管理する必要がない項目であり、入力業務が職員への大きな負荷となるため ・現行パッケージに実装されていないが運用上問題がないため
10	15.手当支払	支払処理	0200385	支払結果に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・給付実績情報（支払結果（支払済、 振込不能 ）、 支払年月日 ）	・自治体の業務運用に差異があり、機能を利用する自治体が限定されるため ・現行パッケージに実装されていないが運用上問題がないため
11	16.過払管理	内払調整	0200399	内払調整の計画として、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 支給年月（内払調整対象年月）、内払調整決定額	・自治体の業務運用に差異があり、機能を利用する自治体が限定されるため ・現行パッケージに実装されていないが運用上問題がないため

個別協議事項 1

対象事務	業務共通	対象要件	機能要件
------	------	------	------

参考：標準仕様書へ対するご指摘を踏まえ、標準仕様書へ反映する機能及び管理項目① ※青太文字部分

#	大項目	中項目	機能ID	標準仕様書（1.1版）案にて定義されている機能及び管理項目（抜粋）	標準オプション機能とする理由
1	00.児童扶養手当共通	データ管理機能	0200117	対象者の不現住（居所不明）に関する情報を登録・修正・削除・照会できること	<ul style="list-style-type: none"> ・領域間における要件の不一致のため（他領域で同様の機能が標準オプションとされている） →実装必須機能から標準オプション機能へ
2	01.新規認定請求	認定請求受付	0200176	児童扶養手当の新規認定請求書及び所得状況届等について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること 【管理項目】 ・支給対象児童情報（障害名、障害種別）	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書内における要件の不一致のため（機能要件ID:0200325にて、当該管理項目は標準オプション） →実装必須機能から標準オプション機能へ
3				<ul style="list-style-type: none"> ・請求者・配偶者・扶養義務者（所得のある児童を含む）の所得情報（非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除額、年金等受給該当区分（法第13条の2第1項該当／法第13条の2第2項／法第13条の2第3項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書内における要件の不一致のため（認定請求書及び所得状況届に項目として存在せず、「非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除額」については、「児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得額」に含まれているため）

個別協議事項 1

対象事務	業務共通	対象要件	機能要件
------	------	------	------

参考：標準仕様書へ対するご指摘を踏まえ、標準仕様書へ反映する機能及び管理項目② ※青太文字部分

#	大項目	中項目	機能ID	標準仕様書（1.1版）案にて定義されている機能及び管理項目（抜粋）	標準オプション機能とする理由
4	01.新規認定請求	認定審査結果通知	0200197	<p>児童扶養手当所得状況届を提出していない受給資格者については「児童扶養手当所得状況届提出命令書」を出力できること</p> <p>■ 帳票詳細要件 児童扶養手当所得状況届提出命令書 ■</p> <p>【管理項目】 未提出年度、提出されていない届、持参するもの</p>	<p>・仕様書内における要件の不一致のため →帳票詳細要件・帳票レイアウトで未定義のため、削除 (機能要件レイアウトの変更に伴い、機械的に実装必須機能と標準オプション機能を仕分けしたことに伴う管理項目の不一致)</p>
5			0200198	<p>児童扶養手当所得状況届を提出していない受給資格者については「児童扶養手当所得状況届未提出について（お知らせ）」を出力できること</p> <p>■ 帳票詳細要件 児童扶養手当所得状況届未提出について（お知らせ） ■</p> <p>【管理項目】 未提出年度、提出されていない届、持参するもの</p>	
6	02.市外転入	転出元受給者台帳取得	0200211	<p>受領した受給資格者台帳に係る以下の情報及びその他受給資格者に係る以下の情報を、登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】 ・支給停止の状況（前年度の支給停止の状況（支給、一部支給、全部停止）、今年度の支給停止の状況（支給、一部支給、全部停止））</p>	<p>・仕様書内における要件の不一致のため →帳票詳細要件・帳票レイアウトで標準オプションのため</p>

個別協議事項 2

対象事務

業務共通

対象要件

機能要件

支援措置対象者に係る抑止機能について、ご議論をお願いいたします。

意見内容

- 再転入時や住登外者が住民登録者となった場合に児童扶養手当システムで使用している宛名番号と住民記録システムで使用している宛名番号が一致しないケースがある。この場合に、宛名番号が一致しなかったために、DV等の支援者であると気づけないことで、取り返しのつかない事態につながる恐れがあるため、DV情報は個人番号や団体内統合宛名番号をキー情報として連携することで、そのような事態を回避する。全自治体でも同様の事象は発生しうると考えられることから機能を修正する
- 支援対象者本人以外から届出出力の請求があった場合は、帳票出力可否を確認し、可となった場合は住所も入った帳票で渡し、帳票出力不可となった場合は、住所欄にかかわらず帳票を出すべきではないと考えられる。当要件（機能ID:0200155）は削除を頂くか、オプション設定が望ましい。

論点

標準仕様書（1.1版）案における支援措置対象者に対する抑止機能に係る記載については、他業務領域の標準仕様書の記載に平仄を合わせることでよろしいでしょうか。

標準仕様書（1.1版）案※意見照会版の現状

- デジタル庁から「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化のために検討すべき点について（令和4年10月改訂）」において、支援措置対象者に対する抑止機能への対応が求められている
※ 次頁参照

【児童扶養手当領域】

- 本紙や業務フローに当該抑止機能に関する記載はない
- 機能要件には、実装必須機能として、以下の抑止機能を定義

0200155	支援措置対象者が含まれる帳票の個別及び一括出力において、支援対象者本人以外から届出出力の請求があった場合は、抑止情報に係る項目（住所欄）を記載省略できること
---------	--

対応案

- 支援措置対象者に関する機能については領域間で整合をとった対応が求められることから、標準仕様書（1.1版）案における支援措置対象者に対する抑止機能に関する記載については、同じく**3月末に改版を予定している他業務領域の標準仕様書（改版）案と平仄を合わせた記載とする**
※他業務領域における改版内容を確認の上、反映する想定

参考：地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化のために検討すべき点について（令和4年10月改訂）より抜粋

— DV等支援対象者に係る抑止情報を利用した機能要件の検討

- DV等支援対象者に係る抑止情報を利用することについて、DV等支援対象者の保護の観点から、当初から、各標準仕様に追加していただきたい。各基幹業務システムが行う抑止機能（何に対して、どのように抑止をするのか）については、下記の【参考】を叩き台として、検討をしていただきたい。

【DV等支援対象者に係る抑止情報の利用】

→標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。

- （業務フロー）DV等支援対象者に係る抑止情報を利用して行う抑止措置に関するフロー
- （機能要件）下記参考を参照
- （データ要件）抑止情報に係るデータ項目等
- （連携要件）住民記録システムとの連携

【参考】DV等支援対象者に係る抑止機能の要件（※検討の叩き台）

支援対象者への抑止機能

- ・支援対象者（併せて支援を求める者を含む。以下同じ。）が含まれる〇〇〇〇〇の交付をしようとする際に、エラーとすることができること。審査の結果、〇〇〇〇〇の交付を行う場合には、エラーを一時解除できること。一時解除後、設定した時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。
- ・支援対象者が含まれる□□□□□の帳票については、支援対象者本人以外からの請求があった場合は、住所欄を「記載省略」として出力すること。
- ・支援措置期間は、住民記録システムと同期すること。支援措置期間中に転出した支援対象者について直ちに支援対象外とせず、継続して支援対象者と同等の抑止設定をする機能を備えること。当該機能の終期を設定できること。

2. 標準仕様書（1.1版）の確認

2-2. 改版にあたり対応した事項（1月以降対応分）

第二回自治体分科会及びベンダー分科会にてご報告した改版に向けて対応予定とした事項等、改版に向けて事務局において対応済及び対応予定となる事項は以下のとおりです。

検討テーマ区分		対応事項	更新した仕様書
⑦ 共通事項の 整備への対 応	1	【指定都市課題検討に伴う対応】 ・ デジタル庁主催の「標準仕様の指定都市における課題等検討会」における指定都市要件点検結果を踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施する	（更新未了） ※2月下旬以降、デジタル庁より示され次第反映予定
	2	【実装類型点検に伴う対応】 ・ デジタル庁主催の実装類型点検結果を踏まえ、児童扶養手当側で必要な対応を実施する	・機能要件
	3	【共通機能／データ要件・連携要件改版に伴う対応】 ・ データ要件・連携要件及び共通機能に係る標準仕様書（令和4年8月31日）の実装・運用を行うに当たり具体化・詳細化が必要な事項を検討するための「共通機能等技術要件検討会」の開催を受け、児童扶養手当側で必要となる対応を実施する	※横並び調整方針（追加分1）にて対応
	4	【共通機能等技術要件検討会に伴う対応】 ・ 共通機能等技術要件検討会申請管理WT（第1回）に基づき、児童扶養手当側で必要となる対応を検討する - オンライン申請による申請データ受領時の基幹業務システム側の対応は、横並び調整方針に反映される予定	（同上）
その他	(追加分)	【横並び調整方針（R5春改定予定）への対応】 ・ デジタル庁より示された横並び調整方針（改定案）を踏まえ、児童扶養手当標準仕様書の見直しを検討する（主たる改訂箇所） - 引越しワンストップサービス（OSS）等	・標準仕様書本紙 ・機能要件

- 1 . 意見照会実施結果の報告
- 2 . 標準仕様書（1.1版）案の確認
- 3 . 次年度以降検討への申し送り事項**
- 4 . 今後のスケジュール

次年度以降検討への申し送り事項

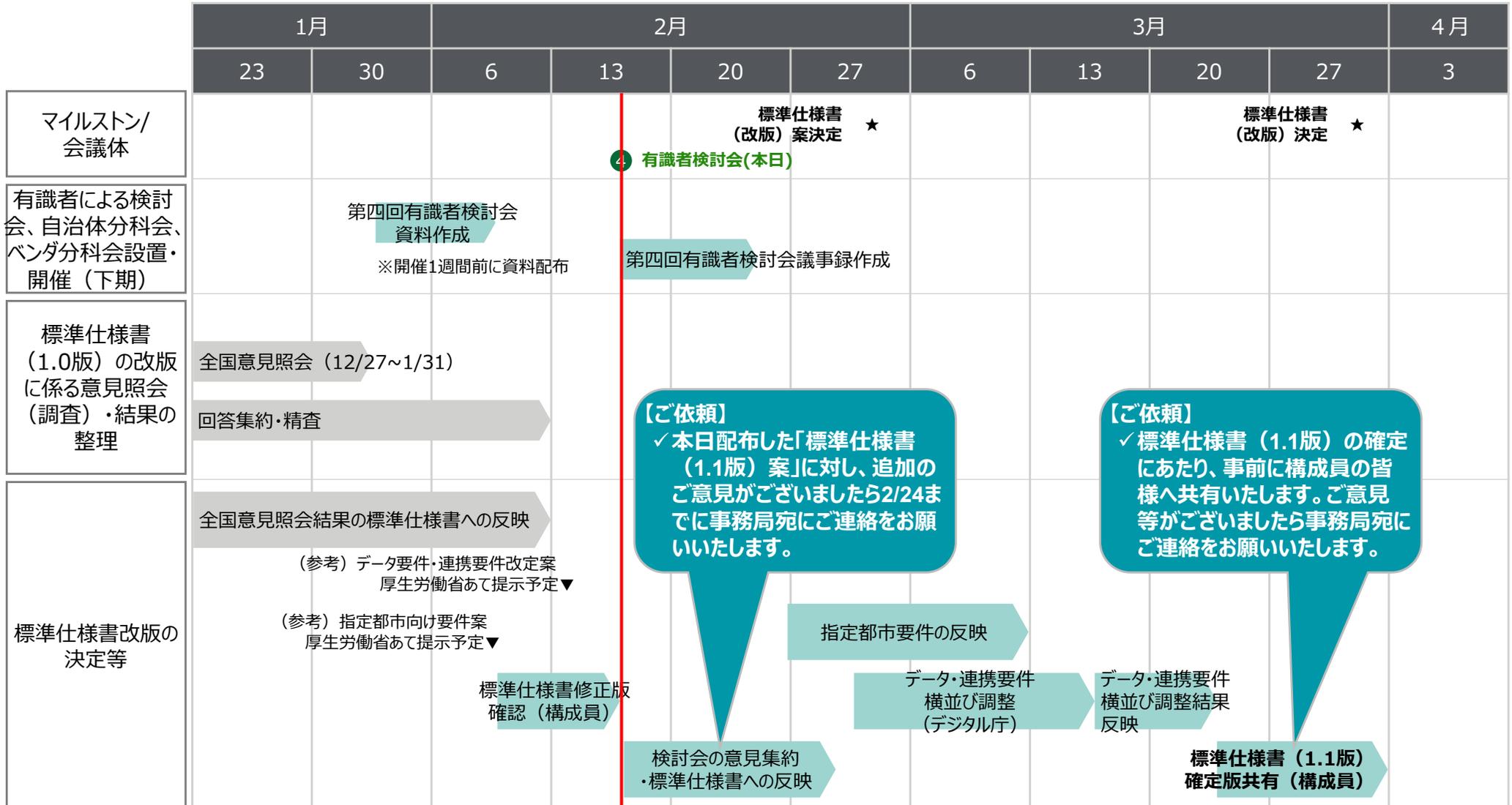
中長期的な検討を要する事項については次年度以降への申し送りとし、引き続き検討を続けたいと考えています。

該当		申し送り事項	
ツリー 図・業 務フ ロー	09.支 給停止 関係届 等	業務フロー追加	<ul style="list-style-type: none"> 「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の業務フローについて、「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローを追加すべき、との意見を踏まえ、対応を検討する
機能 要件	共通	自治体規模別の実装区分の精査	<ul style="list-style-type: none"> 機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分を精査する。自治体規模ごとの実装区分の記載については、今後他領域の記載も踏まえ、記載の見直しも視野に入れて、考慮する。
	他シス テム連 携	自治体間のオンライン連 携	<ul style="list-style-type: none"> 紙と郵送による台帳依頼ではなく、電子データで台帳を授受する仕組みを検討する
		マイナンバー連携	<ul style="list-style-type: none"> 「マイナンバー制度における情報照会データの作成・連携にあたっては、対象者がマイナンバー利用拒否者である場合は、情報照会を不可とする機能を要件として追加する必要があると考える」との意見を踏まえ、マイナンバーを利用した事務に関する記載を整理する。
	手当支 払	手当支払に関する機能 の実装範囲	<ul style="list-style-type: none"> 「児童扶養手当法第14条第4号以外の理由で支給しないことを決定した場合に、支払いされない機能が必要」との意見を踏まえ、手当支払に関して、児童扶養手当システムで対応する範囲を精査する。
帳票 要件	共通	帳票追加検討	<ul style="list-style-type: none"> 帳票の追加要望に対する対応を検討する 【補足：意見照会において要望を受けた帳票】 児童扶養手当証書の送付について、決裁用所得情報、児童扶養手当認定取消通知書、児童扶養手当受給等証明書、返還金額算出表、債務承認書の送付について、児童扶養手当返還金請求通知書、児童扶養手当分割納付額決定通知書、お知らせ（その他異動について）、児童扶養手当支払時効通知書
共通		都道府県において連携 が必要となる他シス テム 等について	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県向けの要件を精査するとともに、都道府県における児童扶養手当システムにて連携が必要となる他システムを整理する。

- 1 . 意見照会実施結果の報告
- 2 . 標準仕様書（1.1版）案の確認
- 3 . 次年度以降検討への申し送り事項
- 4 . **今後のスケジュール**

直近のスケジュール（2月～3月）

本日の協議結果を踏まえ、2月末に向けて標準仕様書（1.1版）案の取りまとめを進めます。2月末に標準仕様書（1.1版）案をデジタル庁へ提示、領域間の整合を図る作業を進めた後、3月末に標準仕様書（1.1版）を決定・公表する予定です。



EOF